

特定生産緑地（泉南市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積		備考	図面 番号	
			生産緑地 区 (都市計画)	特定生産緑地			
				既に指定されている区 域			新たに指定する区域
1	泉南市岡田五丁目地内	岡田8号	約0.05ha		約0.05 ha	①	
2	泉南市岡田三丁目地内	岡田9号	約0.05ha		約0.05 ha	①	
3	泉南市岡田三丁目地内	岡田10号	約0.90ha		約0.14 ha	①	
4	泉南市新家地内	新家12号	約1.63ha		約0.05 ha	②	
5	泉南市新家地内	新家17号	約0.32ha		約0.08 ha	②	
6	泉南市新家地内	新家28号	約0.39ha		約0.09 ha	③	
7	泉南市信達大苗代地内	信達大苗代5号	約0.05ha		約0.05 ha	④	
8	泉南市信達市場地内	信達市場12号	約2.94ha		約0.27 ha	⑤	
9	泉南市信達市場地内	信達市場21号	約0.24ha		約0.05 ha	⑥	
10	泉南市信達市場地内	信達市場24号	約1.02ha		約0.23 ha	⑥	
11	泉南市信達牧野地内	信達牧野13号	約0.89ha		約0.15 ha	⑦	
12	泉南市信達牧野地内	信達牧野17号	約0.75ha		約0.11 ha	⑦	
13	泉南市信達牧野地内	信達牧野18号	約3.07ha		約0.24 ha	⑦	
14	泉南市信達牧野地内	信達牧野31号	約0.12ha		約0.12 ha	⑧	
15	泉南市樽井二丁目地内	樽井18号	約0.30ha		約0.19 ha	⑨	

「区域は指定図表示のとおり」

特定生産緑地（泉南市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積		備考	図面 番号	
			生産緑地 区 (都市計画)	特定生産緑地			
				既に指定されている区 域			新たに指定する区域
16	泉南市馬場二丁目地内	馬場7号	約0.58ha		約0.07 ha	⑩	
17	泉南市幡代一丁目地内	幡代6号	約0.12ha		約0.12 ha	⑪	
18	泉南市幡代一丁目地内	幡代10号	約0.14ha		約0.14 ha	⑪	
19	泉南市幡代一丁目地内	幡代11号	約0.20ha		約0.20 ha	⑪	
20	泉南市幡代一丁目地内	幡代13号	約3.15ha		約0.08 ha	⑪	
21	泉南市幡代一丁目地内	幡代14号	約0.34ha		約0.12 ha	⑪	
22	泉南市男里三丁目地内	男里31号	約0.20ha		約0.05 ha	⑫	
23	泉南市男里六丁目地内	男里9号	約1.74ha		約0.30 ha	⑬	
24	泉南市男里四丁目地内	男里11号	約3.61ha		約0.07 ha	⑬	

「区域は指定図表示のとおり」